

草ク発第 708 号  
平成18年6月23日

草津市廃棄物減量等推進審議会  
会 長 天野 耕二 様

草津市長 伊庭 嘉兵衛

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第20条の2第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

## 記

### 1. 諮問事項

- (1) ごみの分別方法の見直しについて
- (2) ごみ処理費の住民負担のあり方について

### 2. 諮問理由

#### (1) ごみの分別方法の見直しについて

本市のごみの分別については、法令の改正やごみの処理方法の変更にあわせてその都度見直しを行ってきており、現在では、普通ごみ類、プラスチック類、ペットボトル類、金属類、びん類、小型破碎ごみ類、不燃物類、乾電池、蛍光管、粗大ごみの10種類の分別を実施しています。しかしながら、近年の人口増加や生活様式の変化による急激なごみの排出量の増加と多様化に対して現在の分別、処理の仕組みは多くの課題を残しています。特に、プラスチック類については、処理施設に適した分別の見直しが必要となってきたり、また、資源ごみについても、リサイクル率を高めることが必要となってきました。このことから、現在のごみの分別方法の見直しについて検討していかなければならないと考えております。

#### (2) ごみ処理費の住民負担のあり方について

本市においては、人口増加等に伴いごみ処理費は、年々増加傾向にあり、市の財政を圧迫する状況になってきておりますし、また、最終処分場を保有していないため、ごみの減量化が喫緊の課題となっております。このことから、ごみに対する市民の意識の高揚を図るなかで排出量に応じた負担の公平性を確保する観点からごみ処理費の住民負担のあり方について、検討していかなければならないと考えております。